しゅん功図等の作成要領

平成19年2月20日付け目総施第153号決定

最終改正:平成25年9月11日目総施第2035号決定

この要領は、目黒区工事標準仕様書「完了時の提出図書」、請負者提出書類請22様式(しゅん功図)及び監督基準の様式集監9号様式(引継ぎ書)に係るしゅん功図等(保全に関する資料及び施工図を含む。)の記載事項、種類、内容、提出部数、製本等に関することについて、必要な事項を定める。

1 しゅん功図等作成対象工事について

下記の工事を対象とする。

(1) 新築工事

(2) 改築工事

(3) 大規模改修工事

(4) 主要部位を改修する工事等、監督員が必要と判断する工事

2 電子納品対象工事について

次の種別及び工事分類に該当する建設工事は工事関係書類及び工事記録写真等を電子納品すべき工事である。「目黒区総務部営繕工事電子納品基準」(最新版)に従って電子納品する。

(1)種別　ア 建築工事
イ 機械設備工事
ウ 電気設備工事
エ 昇降機設備工事

(2)工事分類　ア 新築工事
イ 改築工事
ウ 大規模改修工事
エ 契約金額500万円以上の改修工事
オ 建物の保全上、工事資料の電子納品が必要と監督員が判断し指定する改修工事

3 しゅん功図について

(1)しゅん功図作成のために使用するCADソフトについては監督員と協議する。

(2)しゅん功図のCADデータの他に、PDF化したしゅん功図データも電子納品する。

(3)電子納品媒体はCD－R等とし、提出部数は1部とする。

(4)フォルダ構成と名称は「目黒区総務部営繕工事電子納品基準」に従うものとする。

(5)しゅん功図の作成にあたっては、監督員の承諾を得て設計図を複写・訂正しても良い

(6)しゅん功図に記載する事項

- 工事件名(各図)
- 図面名称(各図)
- 設計者名(各図)
- 「しゅん功図」の表示(各図)
- 施工者名(表紙には必ず記載し、各図は省略することもできる。)
- 工事監理者名(工事監理委託の場合)
- 監督員名、主任監督員名、総括監督員名

（7） しゅん功図電子データの他に次のしゅん功図製本を提出する。

・見開き製本　原図サイズ　1部

・見開き製本　A3(縮小版）　2部

（8） 製本の表紙に表示する項目

・件名・しゅん功図・工期・施工者名・工事監理者名

（9） 製本の背表紙に表示する項目

・件名・しゅん功図・しゅん功月・施工者名・工事監理者名

4 施工図について

監督員が施工図の提出が必要と判断した場合には、提出する。なお、施工図の各項目についてはしゅん功図の各項目を準用する。

5 保全に関する資料について

(1)建築物等の保守に関する説明書、機器取扱説明書　（紙データにて提出）

ア 書類サイズ・提出部数　原則A4　2部

イ 製本の表紙に表示する項目

・件名・タイトル・工期・施工者名

ウ 製本の背表紙に表示する項目

・件名・タイトル・しゅん功月・施工者名

エ 製本の方法

・任意のファイル綴じとし、テプラ等により表示する。

(2)建物保全データ　（電子データにて提出）

ア 書式

・施設課サーバー内「K:￥100様式集-建物保全データ」による。

イ 提出方法・提出部数

・CD－R等　1部

付 則

この要領は、平成25年10月15日から施行する（平成25年10月15日以降に契約締結する工事請負から適用する）。